

市長決定
令和3年8月27日

行政手続オンライン化基準

個人、法人等が行う行政手続については、次に掲げる手続を除き、オンライン化する。

- (1) 法令及び告示、訓令、通達その他これらに類するもの又は大阪府の条例、規則、要綱等（以下「法令等」という。）で、押印が義務付けられている手続
- (2) 法令等で、対面で行うことが義務付けられている手続
- (3) 法令等で、原本添付が義務付けられている手続